

岩沼市
「障害福祉サービス」から「介護保険サービス」
への移行について

～障害部門と高齢部門の連携による
安心感のある移行を目指して～

はじめに

相談支援専門員、ケアマネジャーの皆様へ

日頃より、岩沼市の障害児者への支援にご尽力いただき、感謝申し上げます。

今回、岩沼移行モデル「Ver2」の作成、運用にあたり、皆様に一言ご挨拶させていただきます。岩沼市障害児者地域自立支援協議会では、障害児者、家族、支援者の個別の事例における課題から、共通の課題を見つけ、岩沼市の地域課題として解決方法を考えていくことを活動の一つの目的としております。

2025年を迎え、今後はより一層、障害者とその家族の高齢化が進み、世帯支援を要するケースや障害福祉サービスから移行するケースの増加が見込まれ、「障害部門と高齢部門」の連携の強化がより重要性を増していきます。そこで、岩沼市障害児者地域自立支援協議会生活支援部会では、障害部門と高齢部門が相互理解を図っていくための研修会を協働して開催してきました。その中で、障害福祉サービスを利用している方が、65歳になり介護保険に移行する際に必要な支援を検討するプロジェクトチームを立ち上げました。移行モデルを作成するにあたり、「60歳」になった段階から岩沼移行モデルを利用されている方に説明をさせていただき、理解や合意形成に時間をかけて参りたいという想いを込めて岩沼移行モデル「支援者用Ver1」（*P4移行フロー）を運用しております。岩沼移行モデルの冊子にはサービス移行の流れや各サービスの用語集を掲載しておりますので、参考にしていただければ幸いです。

今回、岩沼移行モデルは支援者用から当事者用も含めたものに改定させていただきました。皆様の障害児者の支援のご意見をいただきながら、有効性の検証、改定を進めて参りたいと考えておりますので、岩沼移行モデルをご活用いただければ幸いです。

今後も岩沼市障害児者地域自立支援協議会への引き続いてのご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

生活支援部会長 菊地知憲、プロジェクトチーム一同

※プロジェクトチームメンバー：岩沼市社会福祉協議会、岩沼市障害児者地域自立支援協議会生活支援部会委員（総合南東北病院、岩沼市地域包括支援センター連絡会）、生活支援部会運営委員

1.各サービスの申請から利用までの流れ

障害福祉サービス

障害支援区分認定日からの利用可。

介護保険サービス

申請日から利用可。
但し、暫定プランが必要

(1) 申請

〔申請先〕 社会福祉課

〔申請先〕 介護福祉課

(2)障害支援区分の認定

- ・ 障害支援区分認定調査（面談）
- ・ 医師意見書



* 月 1 回の障害支援区分認定審査会にて認定

(2)介護認定の決定

- ・ 介護認定調査（面談）
- ・ 主治医意見書



* 週 1 回の介護保険認定審査会にて認定

(3)相談支援事業所と契約

障害福祉サービスについて情報提供を行い、
内容や事業所を選択

(3)地域包括支援センター又は 居宅介護支援事業所と契約

要支援 → 地域包括支援センター等と契約

（要支援 ※指定介護予防支援事業所の指定を受けている場合）

要介護 → 居宅介護支援事業所と契約

(4) 障害福祉サービス等利用計画案 の作成

(4)介護サービス計画案の作成

サービスについて情報提供を行い、内容や事業所を決定します。

(5)サービス担当者会議の開催

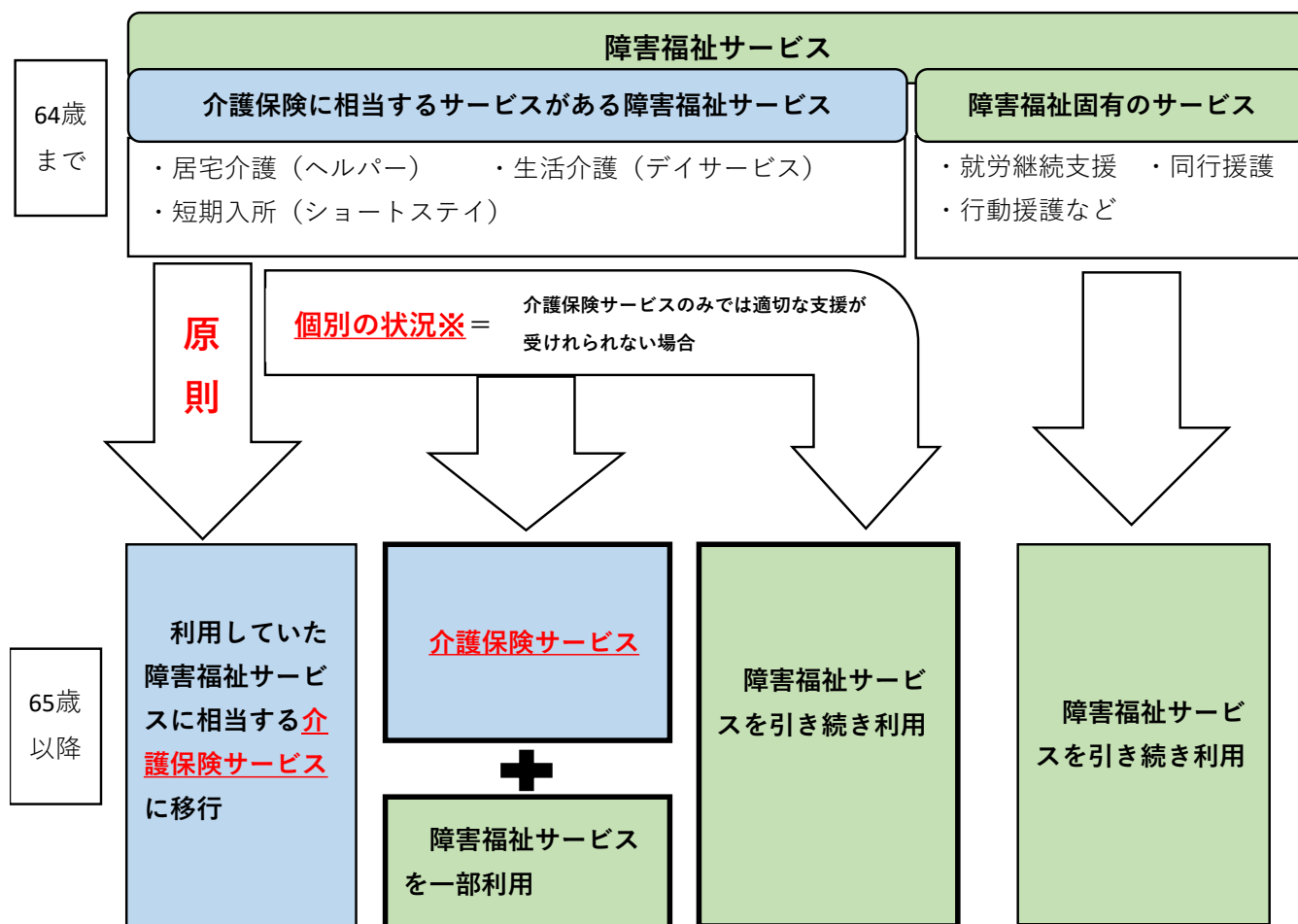
- ・ 関係機関と利用者の情報共有を図ります。
- ・ 長期目標や短期目標、達成時期等を決め、利用者の同意を得ます。

(6)サービス提供事業所との利用契約

(7)サービス利用開始

2.障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

障害者総合支援法及び介護保険法における優先関係の適用により、65歳になる誕生日の前日（第2号被保険者の場合は40歳になる誕生日の前日）より、介護保険サービスへ提供主体を移行する必要があります。



※個別の状況

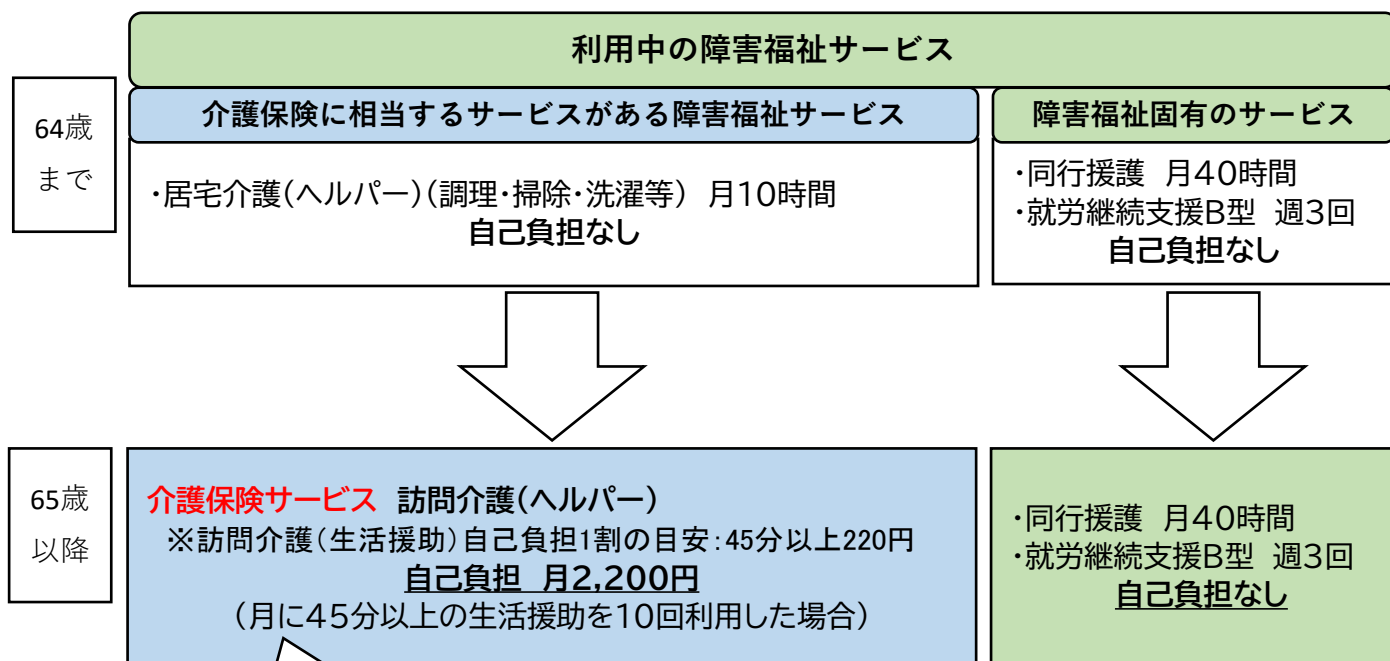
一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能。

- ①介護保険サービスの支給限度基準額の制約から介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適当なサービス量を確保することができないものと認められる場合（上乗せ）
- ②実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合
 - （例） ・利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない。
 - ・介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された。 等

モデル事例

Aさん 64歳

- ・視覚障害、下肢障害で身体手帳1級所持
- ・障害支援区分2
- ・要介護1
- ・所得区分 非課税世帯(介護保険所得段階2)



注意！！

居宅介護事業所（ヘルパー事業所）によっては、介護保険制度の事業所指定を受けていない場合があります。
介護保険移行前に確認が必要です。



*実際の移行においては他にも多くの確認事項がありますので、詳細については冊子最終ページのお問い合わせ先にご連絡ください。

3.介護保険サービス移行フローと関係機関の役割分担

	年齢	社会福祉課	計画相談支援事業所	地域包括支援センター	介護福祉課	居宅介護支援事業所
理解サービス移行を得る期間	60歳			※介護保険サービス等についての相談支援事業所等の相談窓口。		
	61歳					
	62歳	障害福祉サービス利用者をリストアップし計画相談支援事業所に提示。	介護保険サービス移行の説明開始（サービス費のこと等）			
	63歳		（サービス事業所等に動き始めたことを伝える）			
介護保険サービス利用に向けた調整期間	64歳 （65歳到達6か月前まで）		<u>①地域包括支援センターとの情報共有</u> 【提供書類】①基本情報 ②サービス等利用計画書 ③週間予定表 ④受給者証(写) <u>②65歳からのサービスプラン擦り合わせ</u> （地域包括支援センターとサービス支給量や想定される料金等の確認を行ない、大まかな移行プラン（案）を作成） <u>③共同訪問</u> （介護サービスの紹介や申請説明、また移行プラン（案）の提示） ※必要時、委託相談支援事業所も同行			
	（65歳到達3か月前）	●審査会の時期を介護福祉課に照会 （非該当の場合は障害支援区分再取得）			●要介護(要支援)認定申請受理 ●要介護(要支援)認定【調査～判定】	
	【要支援編】	→	プラン調整			
	【要介護編】	→	プラン調整	居宅事業所の選定支援		プラン調整
サービス開始	65歳		介護保険サービスのみ利用：計画相談支援事業所も6ヶ月継続支援 （居宅介護事業所等連携加算が算定できる場合あり）			
			障害福祉サービスと介護保険サービス併用：居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが主として対応。 ※必要時、計画相談支援事業所or委託相談支援事業所が支援（参考：P.5 Q&A）			

4.介護保険サービス移行に関わる Q & A

Q1. 65歳になると介護保険サービスを利用すると聞きました。これまで障害福祉サービスを利用していたが、サービス内容やどのくらいの料金がかかるのか等が心配です。65歳到達後も継続して障害福祉サービスを利用することはできるのでしょうか？

A1. 65歳到達時には障害福祉サービスを利用していた場合でも、原則介護保険サービスへの移行が必要になります。ただし、障害福祉サービスにしかないサービスは継続して利用できます。

Q2. 介護保険制度では福祉用具（車椅子やベッド等）の購入はできるのでしょうか？

A2. 介護保険では品目により貸与と購入の対象が異なります。（一部選択できる品目もあります）
介護保険に該当しない義手や義足、短下肢装具等については支給要件を満たせば障害福祉の制度で支給されます。例外として既製品では対応できないオーダーメイドの車椅子作製は可能です。

Q3. 要支援と要介護ではサービスの違いはあるのでしょうか？

A3. 介護保険では介護認定の程度において月に利用できる介護保険サービス量が異なり、要支援より要介護認定の方が利用できるサービスは多くなります。また、訪問介護におけるヘルパー利用についても要支援の場合は週に1～2回、1回当たり60分以内等制限が設けられる場合があります。

Q4. 介護保険利用後に病気が悪化して、サービス内容や利用回数を変更したい場合は誰に相談し、どこへ申請に行けばいいのでしょうか？

A4. サービスの内容や支給量を変更したい時は、担当のケアマネジャー（要介護・要支援の場合）に相談し、現在のサービス内容等の見直しを行います。その後介護認定の見直しが必要な場合は介護福祉課に介護認定の変更申請を行います。

Q5. 介護保険サービスと障害福祉サービスを併用する場合、誰がプランを作成しますか？

A5. 居宅介護支援事業所や地域包括支援センターが主として、プランの作成やサービス利用に向けた調整を行います。社会福祉課が必要と認めた場合は、計画相談支援事業所を決定し、ケアプランと計画相談を併用する場合があります。計画相談支援事業所を決定しない場合は、必要時委託相談支援事業所が支援を行います。



〇〇さんの「障害福祉サービス」から「介護保険サービス」 利用までの流れ

介護保険サービスの利用にむけて支援します。

令和〇年 〇月
(64歳6ヵ月)

□ 〇〇〇地域包括支援センターと〇〇〇が訪問して、介護保険サービス利用までの流れなどを説明します。

令和〇年 〇月
(64歳9ヵ月)

□ 要介護・要支援認定の申請
□ 介護認定調査
□ 認定結果が通知で届く。
□ 介護サービスを調整してくれる支援者が決まる。
(要支援) → 地域包括支援センター等
(要介護) → 居宅介護支援事業所

その都度説明した際は、
し点チェック。
事業所名や同行者名記入
すると分かりやすい。

65歳の誕生日の前日
から逆算して該当日を記入。

令和〇年 〇月
(65歳～)

□ 介護保険サービス利用開始
(〇月から)

【担当者】

1. ~~~~事業所
電話〇〇〇〇
2.事業所
電話〇〇〇〇

担当の説明者が事業所名
など記入。

介護保険サービス利用開始

説明用紙 記入例

様

(歳)

これから65歳を迎える皆様が安心してスムーズに福祉サービスの移行ができるように、この移行説明シートを作成しました。

65歳になると、(居宅介護・短期入所・重度訪問介護など)を

利用していた方は、原則介護保険サービスが優先になるため

サービスが変わります。

今まで利用していた障害福祉サービスに○で記入を!!

今	65歳～
障害のサービス	障害のサービス
【利用料】 無料・1割負担	【利用料】
Aサービス	Bサービス
Bサービス	介護保険のサービス
Cサービス	【利用料】 1割・2割・3割負担
	Aサービス
	Cサービス

現在利用している障害福祉サービスを記入。人によっては事業所名称の方が良い人もあるので説明者の判断に任せる。

*支援者のためでなく、当事者のため
分かりやすく作成することを心がけましょう!

説明日: 年 月 日

説明者: _____

障害福祉サービスだけでなく、今後移行する介護保険サービスもしくは事業所名称を記入。

5 - ① 用語解説

サービス移行が原則となるもの

	障害福祉サービス		介護保険サービス
介護給付	①身体介護 利用者の身体に直接触れる介護。 例) 入浴介助、排泄介助等	→	①身体介護 利用者の身体に直接触れる介護。 例) 入浴介助、排泄介助等
	②家事援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理等の日常の家事を支援。	→	②生活援助 日常生活に支障が生じないように掃除や洗濯、調理等の日常の家事を支援。
	③通院等介助 医療機関又は官公署への外出支援。 (移動時の介護や院内での食事や排泄介助)		該当なし
	④通院等乗降介助 医療機関又は官公署への外出時において、ヘルパー自らの運転する介護タクシーへの乗降の介助	→	③通院等乗降介助 通院等のため訪問介護員等が介護タクシー等への乗降の介助
	⑤重度訪問介護 重度障害者の介護を身体介護、家事援助及び移動支援等の区分をなくして総合的に利用者に提供。 (人工呼吸器等の確認における見守り支援も可)		該当なし
	⑥同行援護 視覚障害者に対して外出の支援。 例) 通院、銀行、市役所、買物、余暇活動等		該当なし
	⑦短期入所（ショートステイ） 介護者が病気や休養のため介護できない場合に一時的に施設で介護を行う。	→	④短期入所生活介護（ショートステイ）、 短期入所療養介護（医療型ショートステイ） 一時的に介護者が介護できない場合に入所施設等で短期間のお世話を行う。
	⑧生活介護 常時介護を要する利用者に対し、施設等において入浴及び排泄等の介護を行う。また生産活動や創作活動の提供を日帰りで行う。	→	⑤通所介護（デイサービス） デイサービスセンターなどで入浴や食事、日常生活のお世話、機能訓練等を日帰りで行う。
	⑨施設入所支援 障害者支援施設に入所している利用者に対して、主に夜間において入浴、排泄、食事、生活に対する相談及び助言を行う。		⑥施設入所 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設への入所。
	⑩行動援護 知的障害又は精神障害により行動障害が著しい障害者が常時介護を有する者に対する外出の支援を行う。（外出時の移動、排泄、食事介助等）		該当なし

5 - ② 用語解説

	障害福祉サービス
訓練等給付	⑪就労選択支援（令和7年10月開始予定） 障害者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援を行う。
	⑫就労移行支援 一般企業への就労を希望する 65歳未満 の障害者に対して就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行う。
	⑬就労定着支援 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、生活面の課題を把握し、企業等との連絡調整や課題解決に向けて必要な支援を行う。
	⑭就労継続支援A型 65歳未満 で一般企業への就労は困難な障害者に対して、雇用契約に基づき、就労し生産活動や創作活動を行い、能力向上のため必要な訓練を行う。 （65歳以上の利用については条件があります。）
	⑮就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動その他の活動の機会を提供し、加えて就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う。
	⑯自立訓練 施設や長期入院から地域へ移行する方に必要となる訓練を行う。
	⑰共同生活援助（グループホーム） 障害者が共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他日常生活上の援助を行う。

介護保険サービス
該当なし
該当なし
該当なし
該当なし
該当なし
該当なし ＊類似するものとして、通所リハビリテーション
⑦認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 認知症の診断がついている要支援2以上の高齢者が共同で生活する住居において入浴、排泄又は食事等の介護、その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。

5 - ③ 用語解説

サービス移行が原則となるもの

	障害福祉サービス
地域生活支援	⑱移動支援 屋外での移動に制約がある障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動の社会参加のための外出をする際において必要な介助を行う。 例) 買物、サークル活動等
	⑲日中一時支援 利用者を日常的に介護している介護者が病気や冠婚葬祭、看護、レジャー等のため一時的に介護ができない場合において宿泊を伴わない一時的な見守り及び介護を行う。
	⑳重度障害者入浴サービス 訪問入浴車が自宅を訪問して利用者の入浴、洗髪、洗体、衣類の着脱の介助等を行う。
	㉑福祉用具 <補装具> 身体障害者手帳又は難病の方が身体機能を補完又は代替するために必要な補装具の購入、修理に要した費用を支給。しかし、介護保険対象者は一部品目が対象にならない場合あり。 <日常生活用具> 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与するもの。

その他	該当なし * 利用においては医療保険又は自費サービス
	該当なし * 利用においては医療保険又は自費サービス
	該当なし * 利用においては医療保険又は自費サービス
	●相談支援専門員 障害支援区分の程度に関わらず、利用者のサービス等利用計画案の作成や市町村・サービス事業者との連絡調整を行う。

介護保険サービス
該当なし
該当なし
⑧訪問入浴介護 訪問入浴車が自宅を訪問して利用者の入浴、洗髪、洗体、衣類の着脱の介助等を行う。
⑨福祉用具 <福祉用具貸与> 日常生活の自立を助け、介護者の負担を軽減するために福祉用具の貸与、購入の7～9割を支給。 <特定福祉用具購入> トイレや入浴関連の福祉用具を購入できる。年間10万円上限で7～9割を支給。

⑩訪問看護 医師の指示に基づいて看護師等が家庭訪問し、褥瘡の処置、点滴管理等の必要な看護や家族へ助言を行う。
⑪訪問リハビリテーション 医師の指示に基づいて理学療法士や作業療法士又は言語聴覚士が家庭訪問し、リハビリテーションを行う。又福祉用具の使用方法を指導する。
⑫居宅療養管理指導 医師、歯科医、薬剤師、歯科衛生士等が訪問してもらい、薬の飲み方、食事等の療養上の管理指導を受ける。
●介護支援専門員（ケアマネジャー） 要支援、要介護認定を受けた利用者のケアプランの作成や市町村・サービス事業者等との連絡調整を行う。

5 - ④ 用語解説

	障害福祉サービス	介護保険サービス
相 談	●委託相談支援事業所（委託相談） 市町村からの委託を受け、障害のある方や家族等から障害福祉サービスの利用や生活上の困りごと等について相談や情報提供などを行う機関。	●地域包括支援センター 住み慣れた地域で、いつまでも安心して生活できるよう、介護・医療・福祉といったサービスの相談をはじめ、地域ぐるみで高齢者の方を総合的・包括的に支える機関。
	●指定特定相談支援事業所（計画相談） 障害福祉サービスを申請した場合に提出するサービス等利用計画を作成する事業所で、当事者の状況に応じた地域生活を支援し、必要なサービスが利用できるよう計画や連絡・調整を行う。	●居宅介護支援事業所 介護保険サービスを受ける要介護者の在宅介護に関する相談や計画、連絡・調整を総合的に行う。

サ ー ビ ス 利 用 料 と 主 な 負 担 軽 減 制 度	●利用者負担上限額 所得に応じて4区分の負担上限月額が設定され、月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担が生じない。	●サービス利用限度額 介護保険サービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できるが、要介護度ごとに1カ月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられている。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になる。
	●新高額障害福祉サービス等給付費 65歳になり「障害福祉サービス」から「介護保険サービス」に移行した時の費用負担増を解消する制度。 介護保険移行後に利用した、特定の介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）の利用者負担額を障害福祉制度によって支給。 <対象者：以下のすべての条件に該当する方> ①65歳の誕生日前5年間にわたり、特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けていた。 ②65歳の誕生日の前日に「低所得（非課税）」又は「生活保護」で、65歳以降も同様。 ③65歳の誕生日の前日に障害支援区分2以上。 ④65歳になるまでに、介護保険法による保険給付を受けていない。	●高額介護サービス費 同じ月に利用した介護サービス利用負担（1～3割）の合計が高額になり、限度額を超えた時は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付される。 ●施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険対象外の費用は含まれない。

5－⑤ 用語解説

	障害福祉サービス	介護保険サービス
その他	●上乗せ 居宅介護等において、介護保険のサービス利用限度額を超えて、なお生活上必要な支援が不足する場合にの障害福祉サービスの訪問介護を併用するもの。 上乗せ 障害福祉サービス 介護保険サービス	該当なし
	●横出し 65歳到達において障害福祉固有のサービスを介護保険サービスと併用するもの。 障害福祉サービス 横出し 介護保険サービス	該当なし

<お問い合わせ先>

【 行 政 機 関 】

岩 沼 市 社 会 福 祉 課 障 害 福 祉 係	0223-23-0509
岩 沼 市 介 護 福 祉 課 認 定 係	0223-24-3016

【 委 託 相 談 支 援 事 業 所 】

事業所	担当小学校学区	電話番号
相 談 支 援 事 業 所 さ ん て ら す	岩沼西小学校学区	0223-29-4587
J ' s S u p p o r t 岩 沼	岩 沼 小 学 校 学 区	0223-36-9862
岩沼市社会福祉協議会指定相談支援事業所	岩沼南小学校学区	0223-35-7525
	玉 浦 小 学 校 学 区	

【 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 】

事業所	担当小学校学区	電話番号
岩 沼 西 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	岩沼西小学校学区	0223-36-7266
岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター	岩 沼 小 学 校 学 区	0223-25-6834
南 東 北 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	岩沼南小学校学区	0223-23-7543
マリンホーム地域包括支援センター	玉 浦 小 学 校 学 区	0223-25-6656